

令和3年3月4日

泉南市議会議員 各位

請 願 人

泉南市男里7丁目29番20号

男里浜区長 小寺 俊治



請願書の取下げ方針について

私を請願人とし、泉南市議会議員竹田光良様を紹介議員として「樽井第2駐輪場の存続に関する請願書」を、令和3年2月19日付で提出しましたことは、議員の皆様もご承知のことと存じます。

しかしながら、この請願書を目にされた議員の中には、私有地の利用方法に関して、本来は部外者である議会が特定の用途(駐輪場)に用いるべきである旨の決議まで行うことについて疑義を示している方もあるということを、本件についてご支援・ご指導を受けている議員から知らされました。

樽井第2駐輪場の敷地は私有地であります。そして、私有地の利用方法については、その所有者が自らの意思に基づいて自由に決めることができるというのが、法の原則であります。

ところが、上記請願書においては、樽井第2駐輪場用地を今後も泉南市が借り続けることによってその存続を図ろうとする構成になっており、私有地の利用方法について、あたかも外部から一定の制約を課すかのごとき要素が見受けられます。見方によっては、「私有地の利用方法に対する公(議会)の介入」と受け取られる余地もあります。

請願の時点では、この点への理解が十分でないまま提出するに至りましたが、ここに至ってこの問題の重大性を自覚するに至り、当区の機関決定を経たうえで、近く取り下げる方向で動く運びとなったものであります。

ただし、仮に当区が上記請願書を取り下げるに至っても、既に提出済みの陳情書にあるとおり、樽井第2駐輪場の存続を願う当区の熱い思いには、いささかの變更もありません。議員の皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

なお末尾ではございますが、私から議員の皆様に対するご報告が大変遅くなりました点につきまして、心からお詫び申し上げます。